平成２９年（フ）第８０７号
東京都府中市住吉町２丁目８番地の６レオパレスカーサ・ベル106
債務者　佐川　利恵
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７１号
栃木県佐野市金吹町2340番地
債務者　相澤　隆彦
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６８５２号
東京都江戸川区西葛西３丁目４―20―102
債務者　齋藤　珠美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８８３号
東京都江戸川区松江４丁目４―10―206
債務者　菊地　澄恵
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９５４号
横浜市中区本牧間門41番14―６号
債務者　岩渕麻由香（旧姓吉井）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８４号
神奈川県藤沢市弥勒寺503番地の12　弥勒寺タウンハウスＣ―２
債務者　西田千代香
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００６号
横浜市中区末吉町１丁目21番地　第二西山ビル203号室
債務者　西脇　広美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１４号
横浜市保土ケ谷区東川島町86番地３　川島町共同住宅204号
債務者　三村　佳輝
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１８号
横浜市南区高根町１丁目４番地32　スタジオデン横濱大通り公園404
債務者　グラスコック　ハロルド　ウィンフィールド（ＧＬＡＳＣＯＣＫ　ＨＡＲＯＬＤ　ＷＩＮＦＩＥＬＤ）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００９号
神奈川県大和市下鶴間3030番地72　ヴィレッジイースト101
債務者　葛籠貫好江
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００１号
横浜市神奈川区神之木町２番45号　スターホームズ横浜神之木303号
債務者　小林　隆宏
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２０号
島根県鹿足郡吉賀町九郎原108番地の１
破産者　有限会社マルユ運送
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第３６０号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3663番地３
破産者　有限会社丸山登記測量事務所
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８４号
千葉県茂原市真名452番地
破産者　大和久好子
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１６号
千葉県茂原市六ツ野1388番地24
破産者　渡辺　孝平
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
千葉県茂原市東部台３丁目20番地１（エスポワールＡＳＯ弐番館201号）
破産者　幸治美保子（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係